



News & Types: ビジネス移民法ニュース

# FIFAワールドカップ26™のBビザと渡航禁止 (Travel Ban)

3/19/2026

By: 増田 美雪

Practices: 移民法

FIFAワールドカップ26™（「2026年ワールドカップ」）は、2026年6月11日から7月19日にかけて、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコの3カ国共同で開催され、48カ国の代表チームが参加します。国務省（DOS）はワールドカップ関連の渡航者のビザ手続を優先して処理しています。ただし、最近の一連の米国渡航制限の影響を受ける人々の多くは、この優先措置の恩恵を受けられません。ビザおよび渡航制限の詳細については、2026年1月号「ビジネス移民法ニュース」をご確認ください。

**選手・コーチ・サポートスタッフ** – 大統領布告により、ワールドカップに参加する選手、コーチ、必要なサポートスタッフおよびその近親者（*immediate relatives*）は制限の対象外とされました。

**ボランティア** – 2025年12月、国務省は外交事務マニュアル（FAM）を更新し、米国で開催される2026年ワールドカップをサポートするFIFA認定ボランティアが、B-1ビザを申請するための明確な法的ルートを設定しました。ビザ免除プログラムの対象とならないボランティアは、B-1の区分に基づいてビザ申請を行う必要があります。

**ファン** – 国務省はFIFA優先予約システム（FIFA PASS）を設け、FIFAから直接チケットを購入したチケット保有者は、大会開始前にビザ面接を受けられるようにしました。

**渡航禁止の影響** – 代表チームを有する5カ国（アルジェリア、コートジボワール、ハイチ、イラン、セネガル）は、非移民目的の渡航に対して一部または全面的な渡航禁止の対象となっています。国務省は、FIFA PASSで面接予約を取得できたとしても、それ自体がファンや観客について渡航制限の例外を生じさせるものではない（利用資格の有無を問わない）ことを明確にしました。

*増田・舟井法律事務所は、米国でビジネスを展開する日本企業の代理を主な業務とする総合法律事務所です。*

*当事務所は、シカゴ、デトロイト、ロサンゼルス、およびジャンバーグに拠点を有しています。*